

小見川北地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、小見川北地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 香取市まちづくり条例に基づき、住民相互の連帯を深め、市民協働によるまちづくり活動を通じて、より住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業及び活動範囲)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 健康・福祉活動
- (2) 防災・生活安全活動
- (3) 道路・環境の保全活動
- (4) 教育・スポーツ活動
- (5) 郷土文化の振興
- (6) 産業・まちづくり活動
- (7) 広報・交流活動
- (8) 前各号に係る活動の担い手の育成及び支援活動
- (9) その他目的達成のために必要な活動

2 協議会の活動範囲は、小見川北地区の地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合はこの限りではない。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、香取市富田800番地、香取市立小見川北小学校内に置く。

第2章 組織

(会員及び委員)

第5条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小見川北地区の住民
- (2) 小見川北地区の団体・事業者等で役員会の承認を得た者
- (3) その他会長が必要と認める者

2 協議会の委員は、次の、各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、第2号については、会長が委嘱し総会に報告する。

- (1) 別表1に掲げる各種団体等ごとに選出された者
- (2) 知識、経験を有する者

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名

- (4) 監査 2名
- (5) 理事 必要な人数
- (6) 事務局長 1名
- 2 役員は、委員の中から総会において選出する。
- 3 協議会の役員に必要な応じ、顧問、相談役を置くことができ、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う事務及び経理を担当する。
- (4) 監査は、協議会の会計監査を担当する。
- (5) 理事は、委員を代表する。
- (6) 事務局長は、協議会の庶務事務を統括する。

(役員の任期)

第8条 前条の役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第9条 協議会に第3条第1項各号の事業を行うため別表2に掲げる部会を設置し、次の役員を置くことができる。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名
- (3) 部会員 必要な人数
- 2 部会長は、会長が指名し、理事に推薦する。
- 3 副部会長は、部会員の中から部会長が指名する。なお、部会長は、必要に応じ会計その他役員を置くことができる。

(部会員の任期)

第10条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会員の委嘱)

第11条 部会員は、会員の中から会長が委嘱する。

第3章 会議

(会議)

第12条 協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

- 2 協議会の会議に必要と認めるときは、会議に所属する以外の者の出席を求め参考意見を聴くことができる。

(総会)

第13条 総会は、協議会の最高議決機関であって、委員をもって組織する。

- 2 総会は、会長が招集し、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長及び役員会において必要と認めたときは臨時総会を開催する。

- 3 総会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、過半数によって決する。この場合において、次項により権限の行使を他の委員に委任した者は出席したものとみなす。
- 4 総会に出席できない委員は、その権限の行使を他の委員に委任することができる。この場合において、受任者が特定できないときは、議長に委任したものとみなす。
- 5 総会の議長は、協議会の会長とする。
- 6 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画に関すること。
 - (2) 役員等の選任に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 本規約の改正に関すること。
 - (5) その他、重要事項に関すること。
- 7 緊急を要する場合は、総会の決定事項について、役員会で決定することができる。ただし、この場合はこれを総会に報告し、承認を得るものとする。

(役員会)

第14条 役員会は、役員によって構成する。

2 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 協議会の運営に関する事項
- (2) 総会において諮るべき事項の審議

(部会)

第15条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

3 その他、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定める。

第4章 財務

(会計と基金)

第16条 協議会に、小見川北地区まちづくり協議会会計（以下、「協議会会計」という。）と、次の各号に定める基金を設置する。

- (1) 小見川北地区振興基金
- (2) 小見川北地区教育基金

2 協議会会計の経費は、各区の分担金（戸数割 1戸 100 円）、市補助金、賛助金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 前条に定める協議会会計と基金の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

ただし、設立初年度においては、設立時から当該年度内の3月31日までとする。

(会計等帳簿の整備)

第18条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、帳簿を整備する。

(監査と報告)

第19条 監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 事務局

第20条 協議会は、会長総理の下、会務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、第4条に規定する事務所内に置き、事務局長が統括する。

第6章 その他

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成23年11月26日から施行する。

(役員及び部会員の任期)

この協議会の設立当初の役員及び部会員の任期は、第8条第1項及び第10条第1項の規定にかかわらず、この協議会の設立の日から平成25年3月31日までとする。

(改正)

平成24年5月19日

平成26年6月1日

平成28年6月4日